なにわの芸術応援募金

ふるさと寄附金で芸術・文化団体を応援しませんか

募金の目的

大阪市では、大阪の芸術・文化振興のため様々な事業を展開しています。

大阪の文化を支えるしくみの一つとして、市民の皆様の思いを尊重した芸術・文化団体への活動支援をするための「なにわの芸術応援募金」（大阪市芸術・文化団体サポート事業）を募集しています。

この募金は、大阪市のふるさと寄附金のメニューのひとつで、登録された芸術・文化団体の中から応援したい団体を選んで寄附することができます。いただいた寄附金は、登録団体への助成金として役立てていきます。

ふるさと寄附金とは

生まれ育った場所など、一人ひとりが選ぶ場所を「ふるさと」として応援するもので、「ふるさと」の自治体への貢献の気持ちを表す市民参加のスタイルです。応援したいと思う自治体へ寄附された場合、一定の限度まで、現在お住まいの自治体の住民税の減額など税制上の優遇を受けることができます。

※大阪市では、「ふるさと納税」が都道府県・市区町村に対する寄附であることから「ふるさと寄附金」と呼んでいます。

事業の概要

寄附の流れ

① 応援したい登録団体を選択して大阪市へ寄附していただきます。（団体一覧は中面をご覧ください。）

② 大阪市は芸術・文化団体の活動を支援するための助成金を交付します。

基本的に寄附者の希望は尊重しますが、必ずしも希望通りに交付されない場合があります。

登録団体について

各団体の概要、PRについては、

なにわの芸術応援募金　検索

活動分野	団体名
音楽	一般社団法人　大阪市音楽団（吹奏楽） 公益社団法人　大阪フィルハーモニー協会（オーケストラ） 公益社団法人　関西二期会（オペラ） 特定非営利活動法人　関西芸術振興会（オペラ） 特定非営利活動法人　関西ジャズ協会（ジャズ） 特定非営利活動法人　関西フィルハーモニー管弦楽団（オーケストラ） 特定非営利活動法人　クラシックファンのためのコンサート（器楽・声楽・室内楽） 特定非営利活動法人　SAMGHA（邦楽）
演劇	特定非営利活動法人　発起塾
文楽	公益財団法人　文楽協会 特定非営利活動法人　人形浄瑠璃文楽座
能楽	公益財団法人　大槻能楽堂 公益財団法人　山本能楽堂
落語	公益社団法人　上方落語協会 特定非営利活動法人　国際落語振興会
浪曲	公益社団法人　浪曲親友協会
その他	公益財団法人　関西・大阪二十一世紀協会 （地域における芸術・文化の振興活動など） 特定非営利活動法人　こえとことばとこころの部屋 （地域における芸術表現活動を通した人びとのつながりづくり） 特定非営利活動法人　地域文化に関する情報とプロジェクト （地域における芸術に関する情報発信、調査、施設管理など）

寄附金額にあわせて住民税等が減額されます

モデルケース

年収500万円の給与所得者が配偶者とこども2人（大学生・高校生）を扶養している場合

1万円 を **寄附** ➡ **翌年度の住民税等(※)から減額 8,000円**
実質負担は 2,000円 となります。

※確定申告を行う場合は所得税と住民税、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する場合は住民税からの減額となります。

● 住民税等の軽減額の目安【配偶者とこども2人（大学生・高校生）を扶養している給与所得者の場合】〔平成28年4月現在〕

寄附金額	年収500万円の方の軽減額	年収700万円の方の軽減額
1万円	8,000円	8,000円
3万円	28,000円	28,000円
5万円	34,300円	48,000円
10万円	41,900円	78,500円

※上記の軽減額は目安のため、百円未満は切り捨てています。

※住民税等の軽減額の詳細については個人の所得金額や所得控除額（扶養控除や社会保険料控除など）、寄附金額によって異なります。詳しくはお住まいの市区町村までお問い合わせください。なお、大阪市にお住まいの方は、1月1日にお住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ（下記参照）までお問い合わせください。

梅田 ☎ 06-4797-2953
《担当する区》
北区・西淀川区・淀川区・東淀川区

京橋 ☎ 06-4801-2953
《担当する区》
都島区・旭区・城東区・鶴見区

弁天町 ☎ 06-4395-2953
《担当する区》
福島区・此花区・西区・港区・大正区

なんば ☎ 06-4397-2953
《担当する区》
中央区・天王寺区・浪速区・東成区
生野区

あべの ☎ 06-4396-2953
《担当する区》
阿倍野区・住之江区・住吉区
東住吉区・平野区・西成区

寄附金の控除を受けるための手続きについて

所得税の確定申告を行う場合

大阪市からお送りする寄附金の受領書が必要となります。寄附をいただいた方には、翌年1月頃に確定申告書の記入内容や提出期限などを記載した「確定（還付）申告のお知らせ」をお送りしますので、確定（還付）申告手続きの参考としてください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度※を利用される場合

本特例制度の利用を希望される方は、寄附金支払い後、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にマイナンバー法に基づく本人確認のために必要な書類を添付のうえ、大阪市あて申請いただく必要があります。申請書は、寄附のお申込みをいただきました後、後日大阪市経済戦略局文化部文化課から送付させていただきます。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告が不要な給与所得者等について、1年間のふるさと納税先が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例制度です。

申込み方法

1. 裏面の申込書を郵送・ファックス・メールにより、大阪市経済戦略局文化部文化課へお送りください。
（大阪市ホームページからも直接お申込みいただけます。）
2. 担当より専用の納付書をお送りします。（到着まで1～3週間程度かかります。）
3. 専用の納付書により、お近くの金融機関の窓口やATM、インターネットバンキングなどで寄附金をお支払いください。（手数料は不要です。）
4. ご入金確認後、受領書をお送りします。
（ご自身で確定（還付）申告をされる場合は、申告に必要ですので、大切に保管してください。）

クレジットカードならお申込みとお支払いが同時にできます（インターネットでのお手続きとなります）
スマートフォン・パソコンで大阪市ホームページ（http://www.city.osaka.lg.jp/）のトップページにある「ふるさと寄附金」のバナーからアクセスしてください。

※1回のお申込みで1万円以上の寄附をいただいた個人の方に、大阪市の美術館や博物館など7か所のミュージアムに入場できる「大阪市立ミュージアム御招待証」を、10万円以上の寄附をいただいた方に市長感謝状を、100万円以上の寄附をいただいた個人の方に記念品を贈呈しています。
※大阪市が電話で振込先を指定して寄附をお願いすることはありません。寄附をかたった詐欺行為には十分にご注意ください。

大阪市ふるさと寄附金

なにわの芸術応援募金申込書

～大阪市芸術・文化団体サポート事業～

申込日　平成　　年　　月　　日

ふりがな

氏　　名

〒

住　　所

電話番号

	応援を希望する団体	寄附金額
1	公益社団法人　関西二期会	
2		
3		

◆ご寄附いただきますと、下記の特典があります。
希望されない方は、☑ をつけてください。

- ☐ ミュージアム御招待証（１万円以上の寄附の方）
- ☐ 市長感謝状（10万円以上の寄附の方）
- ☐ 記念品（100万円以上の寄附の方）

◆ご寄附いただきますと、大阪市ホームページにおいて氏名を公表させていただきます。希望されない方は、☑ をつけてください。

- ☐ 氏名の公表を希望しません

※ご記入いただいた個人情報は、受領書の発行など大阪市への寄附金に関する業務以外には使用しません。

●申込・問合せ先●

大阪市経済戦略局文化部文化課
〒553-0005　大阪市福島区野田１-１-86　大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 ８階
☎：06-6469-5177　FAX：06-6469-3897　Email：ga0022@city.osaka.lg.jp